

おくやみ ハンドブック

大阪市西淀川区

おくやみ手続きナビ利用案内

スマートフォンやパソコンで簡単な質問に答えるだけで
必要な手続きが確認できます。ぜひご利用ください。



質問に答えて



手続き抽出



詳細確認



西淀川区終活相談ダイヤル

☎0800-222-5350

(受付時間 平日9~17時)

※受付時間が予告なく変更させていただく場合がございます。

おくやみハンド

ご遺族の方へ	P.03
来庁時の持ち物について	P.04
手続きチェックリスト	P.05
各種手続き	
1. 住民登録について	P.07
2. 年金について	P.09
3. 医療・国保について	P.11
4. 介護保険について	P.13
5. 高齢者支援について	P.14
6. 子育てについて	P.16
7. 障がい者支援	P.21
8. その他	P.26

身近な人が亡くなられた後の

3ヶ月以内

法要儀

- 葬儀・法要の連絡・調整
- 通夜・葬儀・告別式
- 初七日
- 四十九日
- 納骨

手続き提出

- 死亡届など
 - 健康保険・世帯主変更
 - 年金関係の手続き
 - 公共料金などの手続き (28 ページ参照)
 - 遺言書の調査・遺言書の検認
 - 相続人の調査・確定
 - 相続財産の調査
 - 相続放棄・限定承認
- (31 ページ参照)

税金

大阪市西淀川区で必要な手続きについては7ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

ブックの目次

死亡届の提出に伴う主な手続き（区役所以外）	P.28
銀行口座凍結時の解除の方法	P.29
相続に関する手続きチェックリスト	P.31
家系図	P.33
故人の財産について	P.34
相続登記の義務化について	P.35
法定相続情報証明制度について	P.36
委任状	P.37



手続きなどの一般的な流れ（目安）

4ヶ月以内

10ヶ月以内

1年以内

一周忌

遺産分割協議（31 ページ参照）

遺留分侵害額請求

払戻・解約・名義変更など

所得税の準確定申告
（32 ページ参照）

相続税の申告・納付（32 ページ参照）

相続税の延納・物納の申請



ご遺族の方へ

チェックリスト

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。

大阪市西淀川区では、ご家族の皆様が届出などをしなければならない、区役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めて頂けるよう官民連携の取組によりハンドブックを作成いたしました。

このハンドブックが、ご遺族の皆様にも少しでもお役に立てば幸いです。

大阪市西淀川区役所 06-6478-9986（代表電話番号）

各種手続き

事前準備について

大阪市西淀川区役所にて各種手続きをする今後の流れになります。

まずはこちらをご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

区役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

STEP 1

持ち物の確認

次ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。

STEP 2

委任状について

相続人等が来庁できない場合は、委任状が必要です。
相続人について、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

STEP 3

各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、各種手続きページをご覧ください。

STEP 4

おくやみ手続きナビのご案内

簡単な質問に答えるだけで、該当手続きを把握することができます。
下記二次元コードを読み取りぜひご利用ください。

STEP 4

ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、
大阪市西淀川区役所へお越しください。



おくやみ
手続きナビは
こちらから



質問に答える



来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものが必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

※お手続きによっては不要になる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

ご遺族の方の必要なもの

- 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- 認印（※相続人代表及び喪主）
- 預貯金通帳、銀行届出印（※相続人代表及び喪主）

※相続人等が来庁できない場合、委任状が必要です。

亡くなられた方の必要なもの

- 国民健康保険資格確認書、後期高齢者医療資格確認書

※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の資格確認書（マイナ保険証をお持ちでない方）

※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）

※加入者が亡くなると葬祭費が請求できます。

持ち物については 11 ページをご確認ください。

- 介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証
- 各種医療証（こども医療証、ひとり親医療証、重度障がい者医療証）
- 身体障がい者手帳、療育手帳、障がい者手帳、自立支援医療受給者証
- 各種乗車証等（敬老優待乗車証、乗車料金割引証、タクシー券）

本人確認書類について

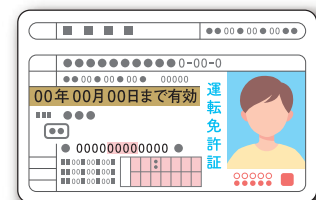
- 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書 など

- 2点で本人確認できる書類

健康保険・後期高齢者医療保険の資格確認書、
介護保険被保険者証、医療受給者証、各種年金手帳、
学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

区役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
住民登録	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカードを持っていた	P.7
	<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしていた	
	<input type="checkbox"/>	世帯主で同一世帯に 15 歳以上の方が 2 人以上いる	P.8
年金	<input type="checkbox"/>	国民年金に加入しており、その方によって生計維持されていたこども（18 歳未満）と配偶者がいる	P.9
	<input type="checkbox"/>	国民年金に加入していた	
	<input type="checkbox"/>	厚生年金に加入しており、ご逝去された方が生計を維持していた	
	<input type="checkbox"/>	年金を受給していた	P.10
医療・国保	<input type="checkbox"/>	国民健康保険・後期高齢者医療保険制度に加入していた	P.11
介護保険	<input type="checkbox"/>	介護保険被保険者証を持っていた	P.13
	<input type="checkbox"/>	介護保険の負担割合証を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	介護保険負担限度額認定証を持っていた	
高齢者支援	<input type="checkbox"/>	敬老優待乗車証を持っていた	P.14
	<input type="checkbox"/>	緊急通報システムを使っていた	
	<input type="checkbox"/>	介護用品の給付券をもらっていた	P.15
子育て	<input type="checkbox"/>	児童手当を受給していた	P.16
	<input type="checkbox"/>	配偶者が亡くなり、ひとり親になった	
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当を受給していた	P.17

区分	☑	該当事項	詳細ページ
子育て	<input type="checkbox"/>	児童手当の支給対象児童であった	P.17
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当の支給対象児童であった	P.18
	<input type="checkbox"/>	こども医療証を交付されていた	
	<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭医療証を交付されていた	P.19
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	小児慢性特定疾病医療受給者証を受給していた	P.20
	<input type="checkbox"/>	こどもが保育所・認定こども園等に入所している	
障がい者支援	<input type="checkbox"/>	身体障がい者手帳を持っていた	P.21
	<input type="checkbox"/>	療育手帳を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	精神障がい者保健福祉手帳を持っていた	P.22
	<input type="checkbox"/>	特別障がい者手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	障がい児福祉手当を受給していた	P.23
	<input type="checkbox"/>	重度障がい者医療証を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	自立支援医療（更生医療・精神通院・育成医療）を受けていた	P.24
	<input type="checkbox"/>	特定医療費（指定難病）の受給者証を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	心身障がい者扶養共済制度に加入していた	P.25
<input type="checkbox"/>	乗車料金割引証、タクシー券を持っていた		
その他	<input type="checkbox"/>	犬を飼っていた	P.26
	<input type="checkbox"/>	被爆者健康手帳・公害医療手帳を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	生活保護を受給していた	P.27

1. 住民登録に関する手続き

マイナンバーカードを持っていた

手続き マイナンバーカードの返納

手続き詳細	期 限
所有者が亡くなられた場合、マイナンバーカードは自動的に廃止となります。この場合返納は義務ではありません。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> マイナンバーカード 遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類	窓口サービス課 (住民情報担当) ☎ 06-6478-9963

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証(カード)の返却または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡届の受理日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証(カード)は無効となりますので、返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 印鑑登録証 遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類	窓口サービス課 (住民情報担当) ☎ 06-6478-9963

世帯主で同一世帯に15歳以上の方が2人以上いる

手続き 世帯主変更届

手続き詳細	期 限
亡くなられた方と同一の世帯に、15歳以上の方が2人以上いた場合のみ必要となります。	死亡から14日以内
	手続き可能な人 同一世帯の方
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類	窓口サービス課 (住民情報担当) ☎ 06-6478-9963

MEMO

チェックリスト

各種手続き

区役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

2. 年金に関する手続き

国民年金に加入しており、その方によって生計維持されていたことも（18歳未満）と配偶者がいる

手続き 遺族基礎年金の請求

手続き詳細	期 限
遺族基礎年金は、国民年金加入中の方が亡くなられた場合、その方によって生計維持されていたことを持つ配偶者やこどものうち、所定の支給条件を満たす方が受け取れます。	年金事務所へご確認ください
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
状況によって異なりますので、年金事務所へご確認ください。	福島年金事務所 ☎ 06-6458-1855

国民年金に加入していた

手続き 国民年金死亡一時金の請求

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が死亡日の前日までに3年以上国民年金被保険者であるとき、遺族が受け取れる場合があります。なお、亡くなられた方の年金受給状況によっては、請求できないことがあります。	死亡の翌日から2年以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
状況によって異なりますので、年金事務所へご確認ください。	福島年金事務所 ☎ 06-6458-1855

厚生年金に加入しており、ご逝去された方が生計を維持していた

手続き 遺族厚生年金の請求

手続き詳細	期 限
遺族厚生年金は、厚生年金保険の被保険者が亡くなられた場合、一定の支給要件を満たす場合に、その方によって生計維持されていたご遺族が受けることができます。	年金事務所へご確認ください
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
状況によって異なりますので、年金事務所へご確認ください。	福島年金事務所 ☎ 06-6458-1855

年金を受給していた

手続き① 年金の受給権者死亡届

手続き詳細	期 限
年金を受給している方が亡くなった場合、年金の受給権者死亡届を年金事務所に提出する必要があります。ただし、日本年金機構に個人番号（マイナンバー）が収録されている方は、原則として、提出を省略できます。	死亡から5年以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
状況によって異なりますので、年金事務所へご確認ください。	福島年金事務所 ☎ 06-6458-1855

手続き② 未支給年金の請求

手続き詳細	期 限
年金を受給している方が亡くなった場合、未支給年金として、その方と生計を同じくしていたご遺族の方が受け取れるように請求することができます。国民年金や厚生年金を受給していた方は年金事務所、共済年金を受給していた方は各種共済組合へお問い合わせください。	死亡から5年以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
状況によって異なりますので、年金事務所へご確認ください。	福島年金事務所 ☎ 06-6458-1855

MEMO

3. 医療・国保に関する手続き

国民健康保険・後期高齢者医療保険制度に加入していた

手続き① 国民健康保険の資格喪失届

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が国民健康保険に加入していた場合、届出が必要です。 (死亡届の提出がお済みでしたら、国民健康保険への届出は不要ですが、資格確認書等の返却が必要となります。)	死亡から14日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 国民健康保険資格確認書(マイナ保険証をお持ちでない方) <input type="checkbox"/> 高齢受給者証、限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証(お持ちの方のみ)	窓口サービス課 (保険年金) ☎ 06-6478-9956
遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方が世帯主であった場合で、同一世帯内に他の被保険者がいらっしゃる場合は、その方の資格確認書もあわせてお持ちください	

手続き② 国民健康保険葬祭費の支給申請

手続き詳細	期 限
加入者が亡くなられた場合に葬祭費の支給が受けられる制度です。	葬祭を行った日の翌日から 2年以内
	手続き可能な人
	葬祭を行った方
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 国民健康保険資格確認書(マイナ保険証をお持ちでない方)	窓口サービス課 (保険年金) ☎ 06-6478-9956
遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 埋・火葬許可証(原本)、または葬儀の領収書(亡くなられた方と葬儀を行った方の氏名が明記されているもの)と死亡届の写しの2点 <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類(口座名義人が埋・火葬許可証、死亡届の届出をされた方、または葬儀を行った方と同一の口座をご準備ください。)	

手続き③ 後期高齢者医療資格確認書等の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合、区役所の窓口で返却していただく必要があります。	すみやかに
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療資格確認書 <input type="checkbox"/> 特定疾病療養受療証（お持ちの方のみ）	窓口サービス課 （保険年金） ☎ 06-6478-9956

手続き④ 後期高齢者医療葬祭費の支給申請

手続き詳細	期 限
加入者が亡くなられた場合に葬祭費の支給が受けられる制度です。	葬祭を行った日の翌日から 2年以内
	手続き可能な人 葬祭を行った方
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療資格確認書 遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 葬儀の領収書（亡くなられた方と葬儀を行った方の氏名が明記されているもの） <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（口座名義人が葬儀の領収書の宛名の方と同一の口座をご準備ください。）	窓口サービス課 （保険年金） ☎ 06-6478-9956

MEMO

4. 介護保険に関する手続き

介護保険被保険者証を持っていた

手続き 介護保険被保険者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の介護保険被保険者証を返却していただく必要があります。	死亡から14日以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証	保健福祉課（総合福祉） ☎ 06-6478-9859

介護保険の負担割合証を持っていた

手続き 介護保険負担割合証の返却

手続き詳細	期 限
介護保険負担割合証を交付されていた場合は、返却していただく必要があります。	死亡から14日以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証	保健福祉課（総合福祉） ☎ 06-6478-9859

介護保険負担限度額認定証を持っていた

手続き 介護保険負担限度額認定証の返却

手続き詳細	期 限
介護保険負担限度額認定証を交付されていた場合は、返却していただく必要があります。	死亡から14日以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証	保健福祉課（総合福祉） ☎ 06-6478-9859

5. 高齢者支援に関する手続き

敬老優待乗車証を持っていた

手続き 敬老優待乗車証のチャージ金額の返金

手続き詳細	期 限
敬老優待乗車証にチャージ金額が残っている場合は、区役所で作成する「敬老優待乗車証資格喪失連絡票」（払い戻しに必要な書類）と敬老優待乗車証を、最寄りのOsaka Metro（オオサカメトロ）の駅長室にお持ちいただくと、払い戻しができます。（区役所で手続きの際、ご案内します。）	すみやかに
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 敬老優待乗車証 ※なくても手続きできる場合があります。区役所窓口でご相談ください。	保健福祉課（総合福祉） ☎ 06-6478-9859

緊急通報システムを使っていた

手続き 緊急通報システム異動届の提出及び機器の返却

手続き詳細	期 限
緊急通報システムを使用していた方が亡くなられた場合、使用していた機器（固定型・携帯型）を返却していただく必要があります。破損・紛失した場合や返却いただけない場合は、賠償費用が発生します。	すみやかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 緊急通報システムの機器（固定型・携帯型）	保健福祉課（総合福祉） ☎ 06-6478-9859

5. 高齢者支援に関する手続き

介護用品の給付券をもらっていた

手続き 介護用品支給対象者異動届の提出及び未使用の給付券の返却

手続き詳細	期 限
支給対象者（介護者）または対象高齢者（要介護高齢者）が亡くなった時は、支給決定を受けた区役所の窓口で、異動届の提出が必要です。また、亡くなった時点で未使用の給付券を返却してください。（亡くなった日より後に納品された分については実費を負担いただきますのでご了承ください。）	すみやかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 未使用の給付券	保健福祉課（総合福祉） ☎ 06-6478-9859

MEMO

6. 子育てに関する手続き

児童手当を受給していた

手続き 児童手当の受給者変更・資格喪失・未支払手当の請求の手続き

手続き詳細	期 限
児童手当を受給していた保護者が亡くなった場合、未支払いの児童手当がある場合は対象児童の口座に振り込みます。また、今後児童を養育する方が新たな受給者として申請することができます。 ただし、新しい受給者が公務員の場合は、職場での申請となります。	すみやかに
	手続き可能な人 今後児童を養育する方
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類（対象児童と申請者双方のもの） <input type="checkbox"/> 保険資格情報の確認できるものの写し（申請者のもの）	保健福祉課 こども福祉担当 ☎ 06-6478-9952

配偶者が亡くなり、ひとり親になった

手続き 児童扶養手当の認定請求 ひとり親家庭医療証の申請

手続き詳細	期 限
養育している児童が満 18 歳の年度末まで（児童扶養手当については障がい児は 20 歳未満）の場合、児童扶養手当及びひとり親家庭医療証を申請することができます。 児童扶養手当については、所得制限があり、遺族年金等の受給がある場合は、手当の支給が一部または全部停止となる可能性があります。 ひとり親家庭医療証については、所得が所得制限額未満の方の場合、診療の自己負担の一部を助成します。 ※詳しくは担当にお尋ねください。	なし
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類（申請者と児童双方のもの） <input type="checkbox"/> 保険資格情報の確認できるものの写し（申請者と児童双方のもの） ※状況によって必要書類等が異なりますので担当へお尋ねください。	保健福祉課 こども福祉担当 ☎ 06-6478-9952

6. 子育てに関する手続き

児童扶養手当を受給していた

手続き 児童扶養手当の受給者変更・資格喪失・未支払手当の請求の手続き

手続き詳細	期 限
児童扶養手当を受給していた保護者が亡くなった場合、未支払いの児童扶養手当は対象児童等の口座に振り込みます。また、今後児童を養育する方が新たな受給者として申請することができる場合があります。所得制限があり、年金等の受給がある場合は、手当の支給が一部または全部停止となる可能性があります。 ※詳しくは担当にお尋ねください。	死亡から14日以内
	手続き可能な人
	ご遺族または 今後児童を養育する方
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書	保健福祉課 こども福祉担当 ☎ 06-6478-9952
遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類 ※状況によって必要書類等が異なりますので担当へお尋ねください。	

児童手当の支給対象児童であった

手続き 児童手当の資格喪失の手続き

手続き詳細	期 限
児童手当の支給対象児童が亡くなった場合、受給事由消滅届を提出してください。ただし、故人のほかに児童手当の対象児童がいる場合は、減額改定届の提出となります。	すみやかに
	手続き可能な人
	手当の受給者
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類	保健福祉課 こども福祉担当 ☎ 06-6478-9952

児童扶養手当の支給対象児童であった

手続き 児童扶養手当の資格喪失の手続き

手続き詳細	期 限
児童扶養手当の支給対象児童が亡くなった場合、資格喪失届を提出してください。ただし、故人のほかに児童扶養手当の対象児童がいる場合は、額改定届（減額）の提出となります。	死亡から 14 日以内
	手続き可能な人 手当の受給者
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書	保健福祉課 こども福祉担当 ☎ 06-6478-9952

こども医療証を交付されていた

手続き こども医療証の返却

手続き詳細	期 限
こども医療証を交付されていた児童が亡くなった場合、その児童の医療証は死亡日の翌日をもって資格が喪失となりますので返却してください。	すみやかに
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> こども医療証 遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類	保健福祉課 こども福祉担当 ☎ 06-6478-9952

6. 子育てに関する手続き

ひとり親家庭医療証を交付されていた

手続き ひとり親家庭医療費等助成の資格喪失の手続き

手続き詳細	期 限
ひとり親家庭医療証を交付されていた方が亡くなられた場合、資格喪失の手続きが必要です。 ※詳しくは担当にお尋ねください。	すみやかに
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> ひとり親家庭医療証 遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類	保健福祉課 こども福祉担当 ☎ 06-6478-9952

特別児童扶養手当を受給していた

手続き① 特別児童扶養手当の受給者変更・資格喪失等の手続き

手続き詳細	期 限
特別児童扶養手当を受給していた保護者が亡くなられた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求となり、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きとなります。	すみやかに
	手続き可能な人 今後児童を養育する方
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 請求者と対象児童の戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類	保健福祉課（総合福祉） ☎ 06-6478-9954

手続き② 特別児童扶養手当の受給者変更・資格喪失等の手続き

手続き詳細	期 限
特別児童扶養手当を受給していた児童が亡くなった場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は金額改定の手続きとなります。	すみやかに
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
	保健福祉課（総合福祉） ☎ 06-6478-9954

小児慢性特定疾病医療受給者証を受給していた

手続き 小児慢性特定疾病医療受給者証の返還届

手続き詳細	期 限
受給権者が亡くなった場合、小児慢性特定疾病医療受給者証の返還が必要となります。	すみやかに
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<p>故人のもの</p> <input type="checkbox"/> 小児慢性特定疾病医療受給者証	保健福祉課 （健康推進担当） ☎ 06-6478-9882

こどもが保育所・認定こども園等に入所している

手続き 保育所・認定こども園等の手続き

手続き詳細	期 限
保育所・認定こども園等に登録している世帯構成や住所、氏名に変更があった場合、変更の届出が必要になります。保護者に変更がある場合、保育料等の金額が変更になる場合があります。 ※詳しくは担当にお尋ねください。	なし
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<p>遺族のもの</p> <input type="checkbox"/> 本人確認書類	保健福祉課 こども福祉担当 ☎ 06-6478-9951

7. 障がい者支援に関する手続き

身体障がい者手帳を持っていた

手続き 身体障がい者手帳の返却

手続き詳細	期 限
身体障がい者手帳をお持ちの方については、手帳の返却が必要です。	すみやかに
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 身体障がい者手帳	保健福祉課（総合福祉） ☎ 06-6478-9954

療育手帳を持っていた

手続き 療育手帳の返却

手続き詳細	期 限
療育手帳をお持ちの方については、手帳の返却が必要です。	すみやかに
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 療育手帳	保健福祉課（総合福祉） ☎ 06-6478-9954

精神障がい者保健福祉手帳を持っていた

手続き 精神障がい者保健福祉手帳の返却

手続き詳細	期 限
精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方については、手帳の返却が必要です。	すみやかに
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 障がい者手帳	保健福祉課（総合福祉） ☎ 06-6478-9954

特別障がい者手当を受給していた

手続き 特別障がい者手当の受給資格者の喪失届・未支払手当請求書

手続き詳細	期 限
特別障がい者手当を受給されていた方の死亡に伴い、資格の喪失届を出していただく手続きです。未払いの手当がある場合は、本人と生計を同じくする配偶者または扶養義務者が受取ることができます。	すみやかに
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類	保健福祉課（総合福祉） ☎ 06-6478-9954

7. 障がい者支援に関する手続き

障がい児福祉手当を受給していた

手続き 障がい児福祉手当の受給資格者の死亡届

手続き詳細	期 限
障がい児福祉手当を受給されていた方の死亡に伴い、死亡届を出していただく手続きです。未払いの手当がある場合は、本人と生計を同じくする配偶者または扶養義務者が受取ることができます。	すみやかに
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類	保健福祉課（総合福祉） ☎ 06-6478-9954

重度障がい者医療証を持っていた

手続き 重度障がい者医療証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が重度障がい者医療費助成を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きが必要です。	すみやかに
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 重度障がい者医療証	保健福祉課（総合福祉） ☎ 06-6478-9954

自立支援医療（更生医療・精神通院・育成医療）を受けていた

手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返却してください。	すみやかに
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証	保健福祉課（総合福祉） ☎ 06-6478-9954

特定医療費（指定難病）の受給者証を持っていた

手続き 特定医療費（指定難病）受給者証の返却

手続き詳細	期 限
特定医療費（指定難病）の受給者証をお持ちの方については、受給者証の返却が必要です。	すみやかに
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 特定医療費（指定難病）受給者証	保健福祉課（総合福祉） ☎ 06-6478-9954

7. 障がい者支援に関する手続き

心身障がい者扶養共済制度に加入していた

手続き 障がい者扶養共済制度の弔慰金支給請求

手続き詳細	期 限
1年以上加入した後、加入者の生存中に障がいのある方が亡くなられた場合、加入期間に応じて弔慰金が支給されます。	すみやかに
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの 担当者にお問い合わせください。 遺族のもの 担当者にお問い合わせください。	保健福祉課（総合福祉） ☎ 06-6478-9954

乗車料金割引証、タクシー券を持っていた

手続き 乗車料金割引証、タクシー券の返却

手続き詳細	期 限
乗車料金割引証、タクシー券の返却が必要です。	すみやかに
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 乗車料金割引証、タクシー券	保健福祉課（総合福祉） ☎ 06-6478-9954

8. その他に関する手続き

犬を飼っていた

手続き 犬の登録変更の届出

手続き詳細	期 限
飼い犬登録を受けた犬の登録事項（所有者住所、所有者氏名、犬の所在地）の変更を届出するものです。	すみやかに
	手続き可能な人 新しい飼い主
必要なもの	問い合わせ先 保健福祉課 （健康推進担当） ☎ 06-6478-9973

被爆者健康手帳・公害医療手帳を持っていた

手続き 手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の被爆者健康手帳・公害医療手帳について、返還していただく必要があります。	被爆者健康手帳： 死亡から14日以内 公害医療手帳：すみやかに
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先 保健福祉課 （健康推進担当） ☎ 06-6478-9882

故人のもの

- 被爆者健康手帳・健康診断受診者証・手当証書
- 公害医療手帳
- 死亡診断書

遺族のもの

- 本人確認書類

8. その他に関する手続き

生活保護を受給していた

手続き 生活保護廃止の手続き

手続き詳細	期 限
担当ケースワーカーに連絡してください。	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
	保健福祉課（生活支援） ☎ 06-6478-9872

MEMO

死亡届の提出に伴う主な手続き（区役所以外）

種類	内容（□必要書類等）	窓口
年金	◎年金受給者の死亡の手続き（支給停止） ◎未支給年金の支給手続き（遺族年金も含む） <input type="checkbox"/> 年金証書（年金手帳） <input type="checkbox"/> 死亡を確認できる書類 <input type="checkbox"/> 死亡者と請求者の続柄がわかる戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 死亡者と請求者が生計を同一にしていたことがわかる書類 <input type="checkbox"/> 請求者の預金通帳	住所地を管轄している年金事務所 ※住所地が西淀川区の場合は、 福島年金事務所 ☎ 06-6458-1855 ※亡くなられた方の受給状況により手続き先や必要書類が異なりますので、詳しくは年金事務所へお問い合わせ願います。
税金	所得税等	西淀川税務署 ☎ 06-6472-1021
	固定資産税（土地）	梅田市税事務所 ☎ 06-4797-2957
	固定資産税（家屋）	梅田市税事務所 ☎ 06-4797-2958
	個人市民税	梅田市税事務所 ☎ 06-4797-2953
	軽自動車税	梅田市税事務所 ☎ 06-4797-2954
軽自動車	軽自動車の廃車や名義変更	軽自動車検査協会大阪主管事務所 ☎ 050-3816-1840
普通自動車	普通自動車の廃車や名義変更	なにわ自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2059
相続等	預金等の相続	銀行、郵便局等へお問い合わせください。
	不動産の相続 ※予約制ですので、事前に担当窓口へお問い合わせください。	不動産の所在地を管轄している法務局 ※西淀川区の管轄は、 大阪法務局北出張所 ☎ 06-6363-1981
	遺言や相続放棄等のご相談	大阪家庭裁判所 ☎ 06-6943-5321
電気・ガス・携帯電話・固定電話・インターネット	口座振替の名義変更または廃止（解約）	ご加入の事業者にご確認ください。
水道	口座振替の名義変更または廃止（解約）	水道局お客様センター ☎ 06-6458-1132
生命保険	保険金等の請求	ご加入の保険会社・販売所・カード会社にお問い合わせください。
新聞・クレジットカード	解約等	

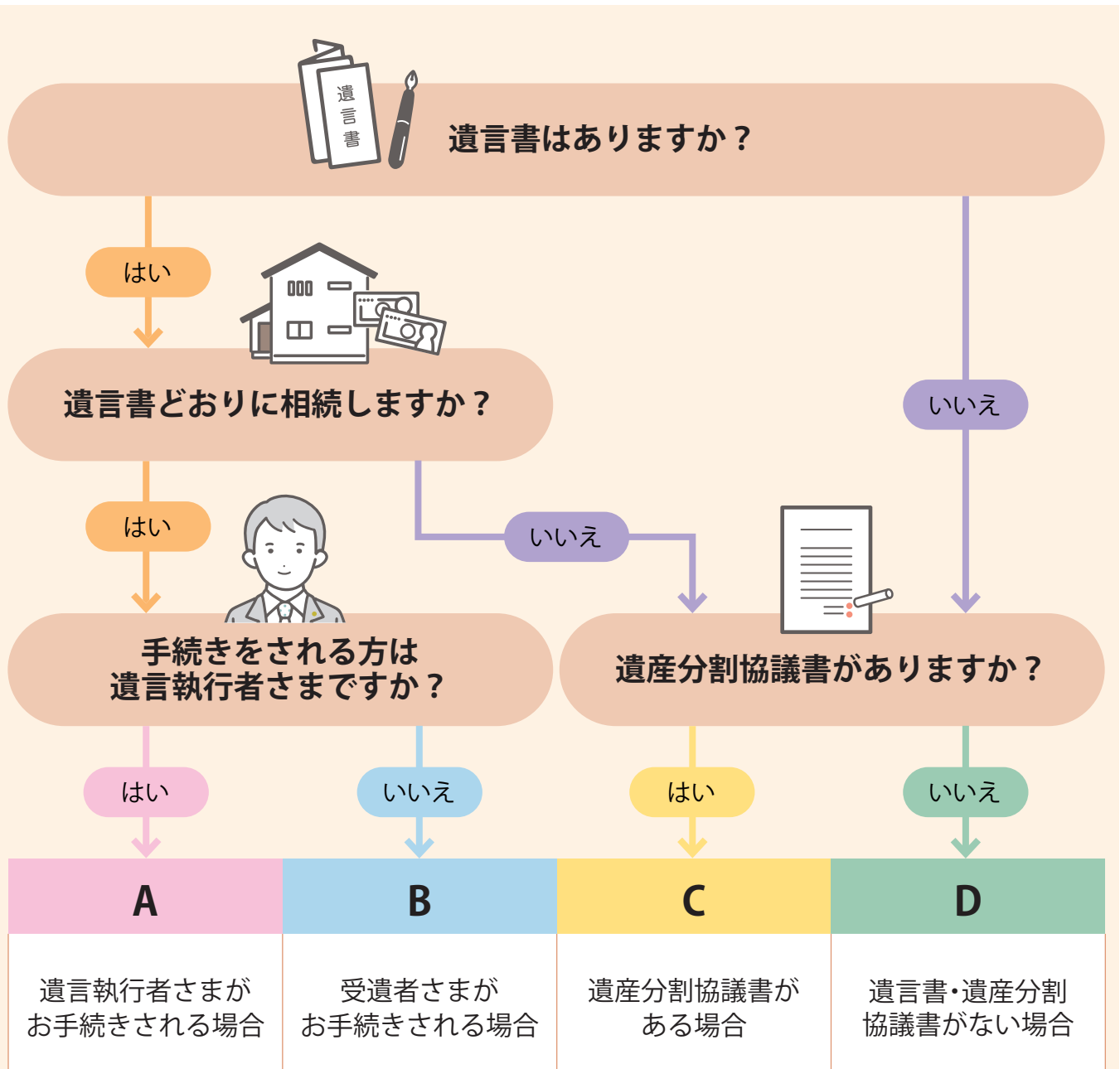
※記載された手続き以外にも、故人によっては必要な手続きがございます。関係先へお問い合わせください。
 ※窓口・電話番号や手続き方法などが変わる場合がありますので、ご承知おき願います。

口座凍結解除の大まかな流れ

1. 金融機関窓口に口座凍結解除依頼
2. 口座凍結解除に必要な書類の収集
3. 凍結解除の必要書類を銀行に提出

※金融機関毎に必要な書類が異なるため、詳細は各金融機関にお問い合わせください

必要書類の準備



代表的な持ち物

対象者	必要書類	入手先
全員	被相続人（故人）の通帳・証書、キャッシュカード等	ご遺族
全員	被相続人（故人）の戸籍謄本	市区町村
全員	各金融機関の必要書類	各金融機関
A B C D	相続人の印鑑証明 ・遺言書がある場合：遺言執行者分 ・遺言書がない場合：相続人全員分	市区町村
A B	遺言書（原本）	ご遺族
A B	検認調書または、検認済証明書（原本） ※自筆証書遺言で法務局への保管制度を利用されていない場合	家庭裁判所
C	遺産分割協議書（原本）	ご遺族
C D	相続人全員分の戸籍謄本	市区町村
D	相続関係届出書 （金融機関により名称が異なります）	各金融機関

MEMO

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

区役所外の主な手続き

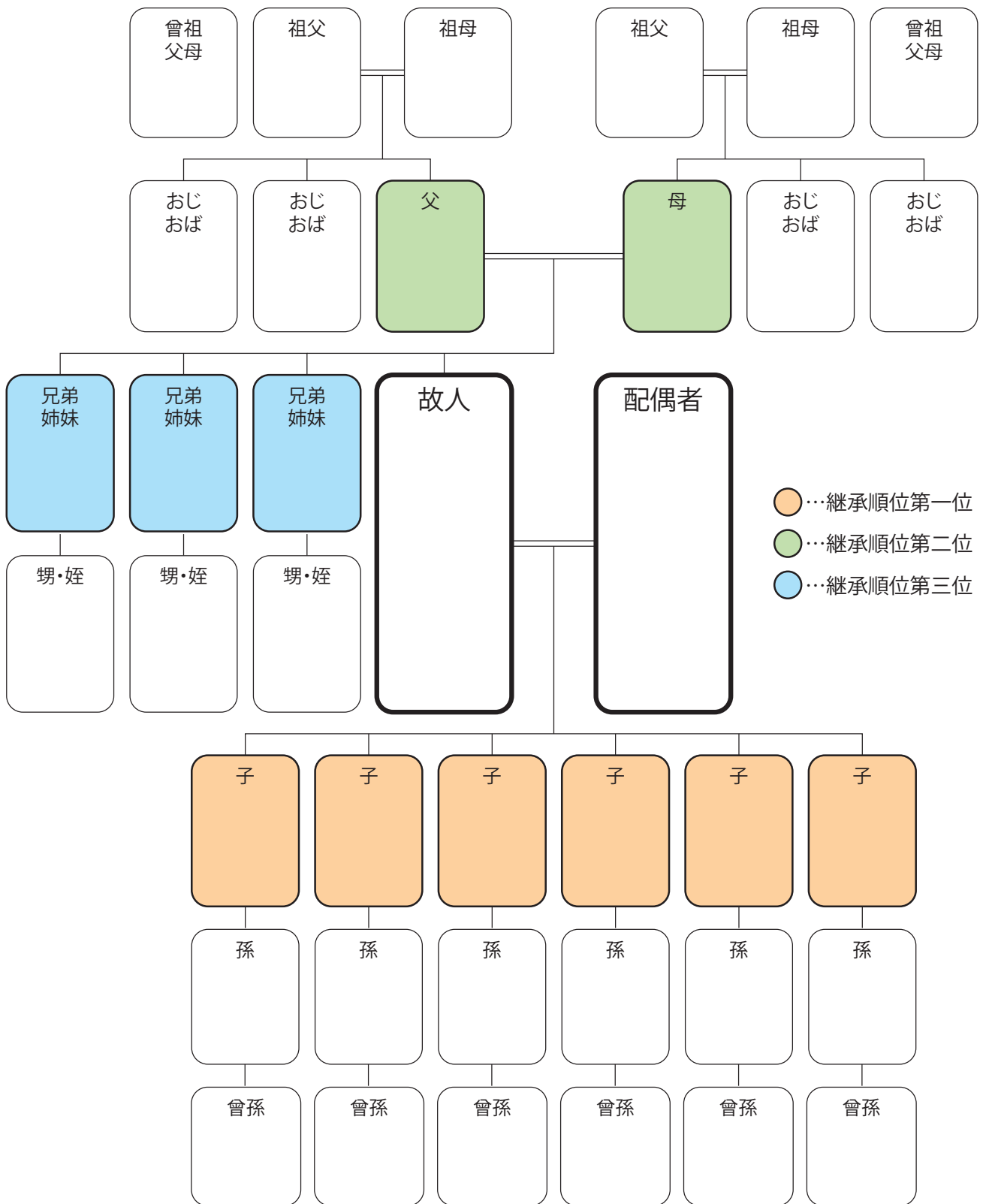
相続について

委任状

広告掲載事業者

☑	項目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	すみやかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
☐	遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

家系図 (3親等内の親族)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のHP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所など	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号など	受給金額	備考
その他				

チェックリスト

各種手続き

区役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

令和6年
4月1日から

不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

▶ 遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ
①

戸籍関係書類の取得

相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ
②

遺産分割協議・協議書の作成

協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化

ステップ
③

登記申請書の作成

法務局（登記所）提出書類の作成

ステップ
④

登記申請書の提出

法務局（登記所）へ提出

ステップ
⑤

登記完了

法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

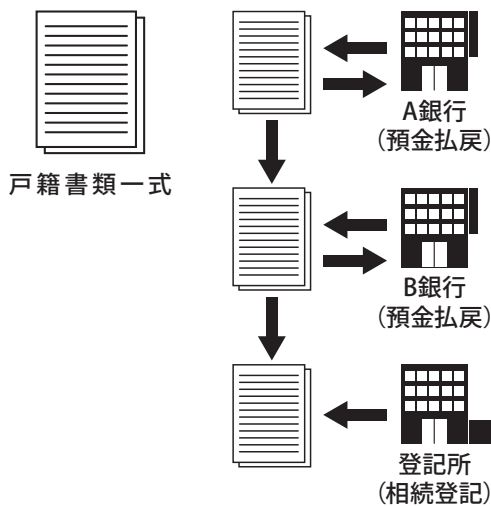
法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度もし直しする必要がなくなります。(※1)

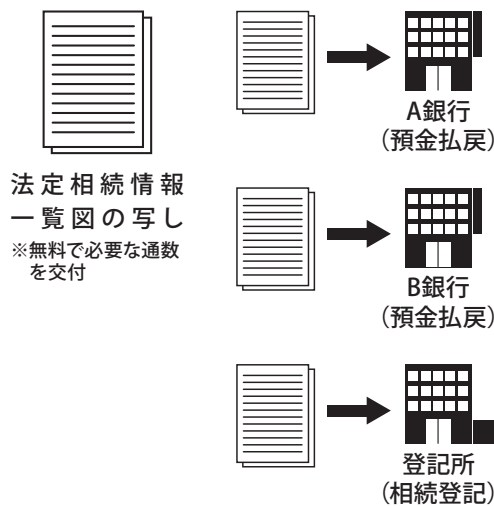
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出 (法定相続人または代理人)

1. 市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付 (登記所)

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家(※2)に依頼することも可能です。

(※2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

[検索](#)

チェックリスト

各種手続き

区役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

委任状

令和 年 月 日

(提出先)大阪市西淀川区長

代理人

住所 _____

(方書・部屋番) _____

氏名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

私は、上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。

記

[委任事項]

委任者

住所 _____

(方書・部屋番) _____

氏名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

電話番号 _____ - _____ - _____

※委任事項は、どなたの何の手續を委任するか、具体的に記載してください。

(例)住民票の写しの取得にかかる一切の権限

※日付を必ず記載してください。

※委任者本人が必ず署名してください。

※委任状があっても、手続きの内容により代理人では申請できない場合があります。
事前に担当へご確認ください。

発行 大阪市西淀川区役所

編集／制作 株式会社鎌倉新書

発行年 2026年7月

